

【重要】「基礎控除の額」欄の記載に関するお願ひ

年末調整を実施されている場合、基礎控除の額に関わらず、必ず給与支払報告書の「基礎控除の額」欄に控除額を記載してください。

令和7年度(令和6年分)までは、基礎控除額が480,000円の場合は記載不要でしたが、所得税の基礎控除額の改正(裏面参照)に伴い、令和8年度(令和7年分)においては基礎控除額に関わらず記載が必要となりました。

(記載例)

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除摘要数		居住開始年月日(1回目)			日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年未残高(1回目)	円
	住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年未残高(2回目)	円
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ)			区分			配偶者の合計所得	円	国民年金保険料の金額	円
	氏名								旧長期損害保険料の金額	円
個人番号							基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円

※ 基礎控除額が580,000円の場合、下例のように記載してください。

(例) ○ 580,000
× 58万

(参考)令和7年分以後の所得税基礎控除額

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(※1))				基礎控除額	
				改正後	
				R7年分	R9年分
				R8年分	以後
132万円以下(200万3,999円以下)				95万円	
132万円超	336万円以下(200万3,999円超475万1,999円以下)			88万円	48万円
336万円超	489万円以下(475万1,999円超665万5,556円以下)			68万円	
489万円超	655万円以下(665万5,556円超850万円以下)			63万円	
655万円超	2,350万円以下(850万円超2,545万円以下)			58万円	

(※1)特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(※2)合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。